

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）薄木池地区）計画を平成25年3月8日定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成25年3月21日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成25年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造